

35321

山口県

和木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業小規模事業者等の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備	—	課税標準軽減 (中小企業等経営強化法) 【賃上げ表明無し】 3年間、課税標準を1/2 【賃上げ表明有り】 4又は5年間、課税標準を1/3	固定資産税 の一定割合	3～5年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円 (中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業 2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.00/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100 【拡充型】 初年度 0.00/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税 の一定割合	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
和木町工場設置奨励条例	H10.12	○工場設置奨励金 工場: 物品の製造加工又は修理の事業の用に供するために必要な施設 ①投下固定資産の総額が5億円(中小企業は5,000 万円)以上 ②増加する常用従業員の雇用が 25 人(中小企業者は2人)以上	○工場設置奨励金 固定資産税相当額の範囲内(3年度間の合計額は1億円を限度)

和木町創業支援事業補助金交付要綱	H28.2 R3.1改正	1 収益性が見込まれる事業 2 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業 3 資金調達に確実性が見込まれる事業 4 地域活性化への波及効果が見込まれる事業	○創業支援事業補助金 事業所の新築及び改修に要する経費、広告宣伝費、設備又は備品購入費の1/2以内 上限50万円 開業支援金 一律5万円 事業の用に供する土地又は事業所の賃貸借契約にかかる経費 賃貸借契約にかかる経費の1/2以内 月額上限5万円(申請月から1年間の補助を行う)
------------------	-----------------	--	--